

瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）において使用する用語の例による。

(内容)

第4条 市長は、総合事業のうち、次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

- (ア) 介護予防訪問サービス 指定事業所により実施する旧介護予防訪問介護に相当するもの
- (イ) 生活支援訪問サービス 指定事業所により実施する旧介護予防訪問介護の基準を緩和したもの
- (ウ) 支え合い訪問サービス 住民主体で実施する生活支援を目的とした訪問サービス

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

- (ア) 介護予防通所サービス 指定事業所により実施する旧介護予防通所介護に相当するもの

- (イ) 生活支援通所サービス 指定事業所により実施する旧介護予防通所介護の基準を緩和したもの
 - (ウ) 保健・医療の専門職により提供される介護予防プログラムで、3か月から6か月までの短期間で実施されるサービス 個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障がある者を対象に、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施した上で、おおよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施するもの
 - ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） 地域包括支援センターにより実施する介護予防ケアマネジメント
- (2) 一般介護予防事業
- ア 介護予防把握事業 生活機能評価事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - (ア) 介護予防教室（運動・栄養）
 - (イ) 介護予防教室（口腔）
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - (ア) 地域はつらつ講座
 - (イ) 元気高齢者サポーター養成講座
 - (ウ) 通いの場事業
 - (エ) ボランティアポイント制度
 - エ 地域リハビリテーション活動支援事業
 - (ア) 地域サロン等応援事業
 - (イ) 通いの場への作業療法士派遣事業
- (対象者)

第5条 前条第1号に掲げる事業を利用することができる対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 基本チェックリストに該当する第1号被保険者（2回以上にわたり当該チェックリストの該当の有無を判断した場合は、直近の当該チェックリストの該当の有無の判断の際に当該チェックリストに該当した第1号被保険者とし、基本チェックリス

トに該当した第1号被保険者であって要介護認定を受けた者においては、当該要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けた日から当該要介護認定の有効期間の満了の日までの期間を除くものとする。以下「事業対象者」という。）

- 2 前条第2号に掲げる事業を利用することができる対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業対象者の利用)

第6条 事業対象者は、基本チェックリストを用いた判定（以下「事業対象者判定」という。）を実施した日（以下「基本チェックリスト実施日」という。）から第4条第1号に規定する事業を利用することができる。

- 2 基本チェックリスト実施日が、要介護認定有効期間又は要支援認定有効期間（以下「認定有効期間」という。）内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日から第4条第1号に掲げる事業を利用できるものとする。ただし、認定有効期間が60日を超えて存在しているときは、事業対象者判定は実施できないものとする。

(実施主体)

第7条 第4条に掲げる総合事業の実施主体は、瀬戸市とする。

(実施方法)

第8条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事業（以下「指定訪問・通所事業」という。）は、法第115条の45の5に基づいて市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）が実施する。

- (1) 介護予防訪問サービス
- (2) 介護予防通所サービス
- (3) 生活支援訪問サービス
- (4) 生活支援通所サービス

- 2 指定事業者のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は介護予防訪問サービスを、同条の規定により第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は介護予防通所サービスをそれぞれ実施することができる。

3 次に掲げる事業は、法第115条の47第4項に基づき適切に事業が実施できると認められる者に、市は事業の全部又は一部を委託して実施する。

- (1) 支え合い訪問サービス
- (2) 保健・医療の専門職により提供される介護予防プログラムで、3か月から6か月までの短期間で実施されるサービス
- (3) 介護予防ケアマネジメント
- (4) 生活機能評価事業
- (5) 介護予防教室（運動・栄養）
- (6) 介護予防教室（口腔）
- (7) 地域はつらつ講座
- (8) 元気高齢者サポーター養成講座
- (9) 通いの場事業
- (10) ボランティアポイント制度
- (11) 通いの場への作業療法士派遣事業
（介護予防ケアマネジメントの実施等）

第9条 介護予防ケアマネジメントの実施等については、市長が別に定める。

（指定の有効期間）

第10条 指定事業者の指定の有効期間（法第115条の45の6第1項の厚生労働省令で定める期間をいう。）は、次のとおりとする。

- (1) 次号から第4号までに規定する指定事業者の指定以外の指定事業者の指定期間
6年
- (2) 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る当該指定事業者の指定期間 3年
- (3) 介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスと法第8条第2項に規定する訪問介護を一体的に運営（同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。以下同じ。）している指定事業者の指定期間 当該訪問介護の指定の有効期間
- (4) 介護予防通所サービス又は生活支援通所サービスと法第8条第7項に規定する通所介護（法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下同じ。）を

一体的に運営している指定事業者の指定期間 当該通所介護の指定の有効期間
(指定訪問・通所事業に要する費用の額)

第11条 指定訪問・通所事業に要する費用の額は、市長が別に定める。

(指定訪問・通所事業に要する費用の支給)

第12条 市長は、前条の規定により算定された指定訪問・通所事業に要する費用の額
(その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額を指定事業者に支払うものとする。

2 指定訪問・通所事業の利用者が第一号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 指定訪問・通所事業の利用者が第一号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

4 指定訪問・通所事業の利用者が瀬戸市介護保険条例施行規則(平成12年規則第13号。以下「規則」という。)第13条に規定する事由に該当し、必要な費用を負担することが困難であると認めた場合において市長が指定事業者に支払う額は、同条に定めるものとする。

5 前項を適用する場合にかかる手続き等は、規則の規定を準用するものとする。

(指定訪問・通所事業等に係る費用の支給限度額)

第13条 前条の規定により支払う額の限度額は、法第55条第1項の規定の例によるものとする。

2 前項の規定を事業対象者に適用する場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する単位数は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する単位数とする。

3 居宅要支援被保険者が指定訪問・通所事業及び介護予防サービス等(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。以下この項において同じ。)を利用するときは、指定訪問・通所事業の支給額及び介護予防サービス等の支給額の合計額は、

第1項の限度額を超えることができない。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第14条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び第61条の2に定める規定を準用する。

(償還給付等の手続)

第15条 第1号事業支給費に係る償還給付及び高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続については、瀬戸市介護保険事業運営要綱（平成12年4月1日施行。以下「運営要綱」という。）第13条及び第17条の保険給付に関する規定を準用する。

2 申請及び支給決定等に係る様式は、運営要綱に定める保険給付に係る様式を用いるものとする。

(事務の委託)

第16条 指定訪問・通所事業に係る法第115条の45の3第5項に規定する審査及び支払いに関する事務は、愛知県国民健康保険団体連合会に委託する。

2 事業対象者判定に係る事務は、地域包括支援センターに委託することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行について必要な準備行為は、この要綱の施行前において行うことができる。

(経過措置)

3 基本チェックリスト実施日が平成29年3月31日以前である者に第6条第1項を適用する場合においては、規定中「基本チェックリスト実施日」は「平成29年4月1日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。